

## 一から学ぶ国際会計基準

住友生命 角英幸

【司会】二限目、10時10分から開始の「一から学ぶ国際会計基準」ということで、住友生命の角さんから、ご講義をいただきたいと思います。角さん、よろしくお願いします。

【角】ありがとうございます。おはようございます。今ご紹介にあずかりました、角です。よろしくお願いいたします。

日本アクチュアリー会年次大会

## 一から学ぶ国際会計基準

2014年11月7日

角 英幸  
(住友生命保険相互会社)

今日は、「一から学ぶ国際会計基準」ということで、話をさせていただきます。初級コースでございます、本当に一から説明したいと思いますけれども、1時間で国際会計基準がすべてわかるというようなことはありません。ですので、これをきっかけに「ああ、少しわかった気になったな」ということであれば、このあと続けて、さらにご自身で勉強、学習をしていただきたいと思います。

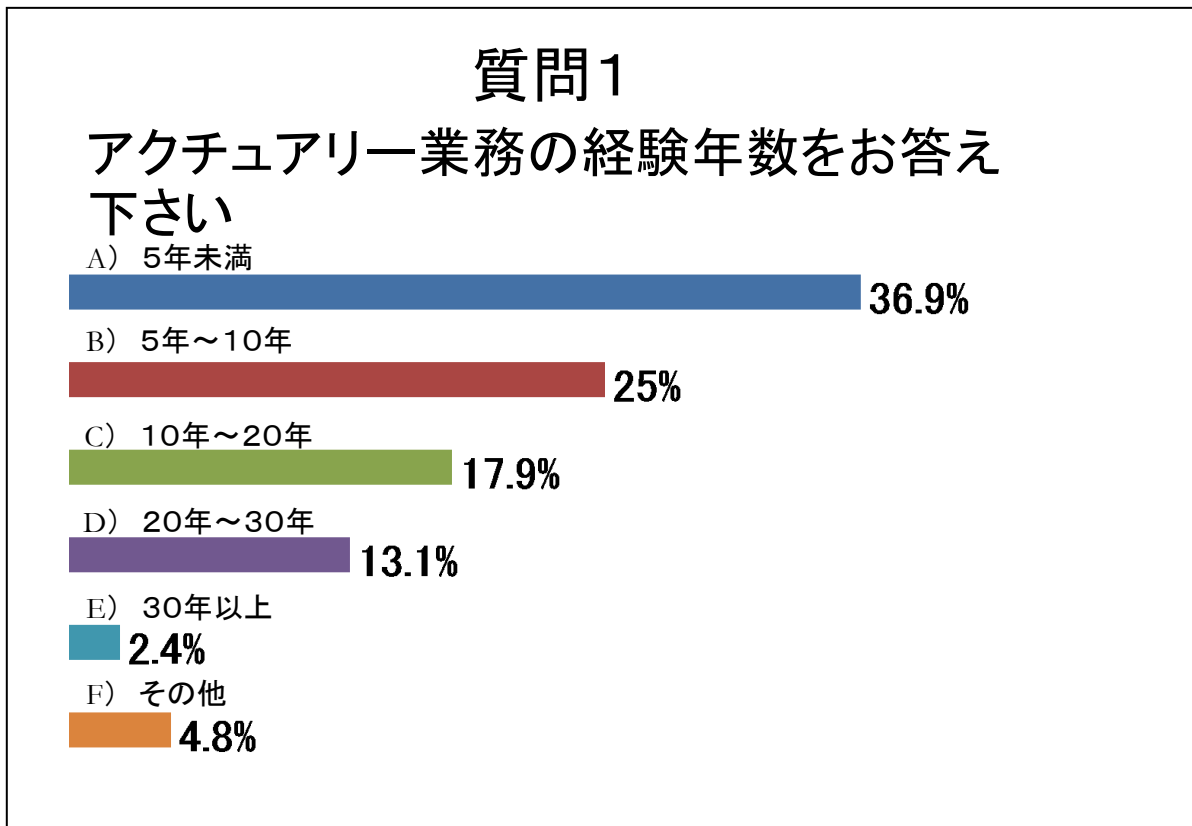
あらかじめお断りしておきますけれども、昨年度と同じ中身です。もしかすると、昨年もお聞きになった方がこの中にいらっしゃったら、「なんだ、同じじゃないか」ということになりますけれども、それは、もう、がっかりしてください。あくまでも、「一から」ですから。今回、これを、二からやってしまうと、初めて来た人が「一がわからない」ということになってしまうので、一からやります。

さて、このセッションは双方向ツールを使うということで、「無理やりでも使ってくれ」というようなことのでございましたので、これも期待に添えないかもしれませんが、使ってみることにしました。

取扱いに慣れていただくという意味を含めまして、試しにやってみたいと思います。

それでは、最初の質問です。皆様のアクチュアリー業務の経験年数を、お訊きしたいと思います。試験に

通られてからですと、「俺、何年に通ったかな？」というようになってしまう方がいらっしゃるといけないので、あくまでも、例えば会社に入られてからなど、アクチュアリー業務の経験年数をお尋ねしたいと思います。では、手元にある方は、お願いします。

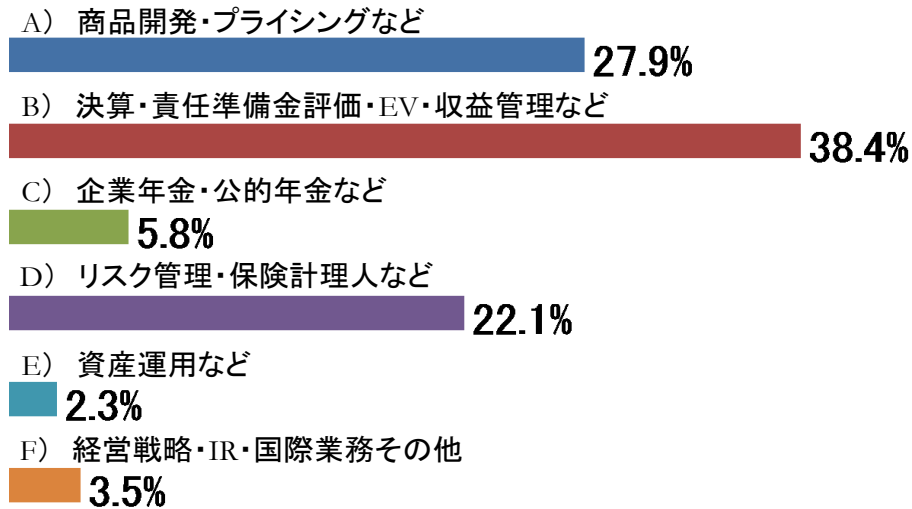


よろしいでしょうか。では、この辺りで締め切らせていただきます。5年未満の方が多そうですね。5年未満の方が37%ぐらいいらっしゃいまして、10年以下の方と合わせますと、過半ということになりますね。30年以上の方が2%ぐらいいらっしゃるというような感じですね。ありがとうございます。

もう1問。「現在携わっておられる業務」を、お訊きしたいと思います。6つ選択肢がありまして、ツールの機能として選択肢は6つが上限ということなので、6つに無理やりまとめてあります。上から、「商品開発やプライシング」、次が「決算や責準評価、EV、収益管理」、このような分野ですね。それから、「企業年金、公的年金など」。それから、「リスク管理、保険計理人など」。それから、「資産運用など」。「それ以外」、例えば、経営戦略でありますとか、IRや国際業務など。このような、どの業務に携わっておられるかということをお訊きしたいと思います。では、お願いします。

## 質問2

### 現在携わっている業務をお答え下さい



よろしいでしょうか。なるほど。「決算、EV、収益管理など」、ここが一番多いですね。それから「商品開発」。このようなことになっているということです。ありがとうございます。

それでは、始めたいと思います。今日は、大きく二つに分けて話をさせていただきたいと思っています。最初に、国際会計基準そのものの話と、それが、日本にどのように導入されようとしているのか、それとも、そうじゃないのかというような話です。それから、後半では、その中でも保険会社に影響のあるところを取り出して、話をさせていただきたいと思います。

## 目次

Page 2

1. 国際会計基準の概要と日本への導入
2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

### (1) 国際会計基準 ( I F R S ) とは？

|  |
|--|
| Page 4   |
| <h2>1. 国際会計基準の概要と日本への導入</h2> <h3>国際会計基準 ( I F R S ) とは？</h3> <p>◆ I F R S ( International Financial Reporting Standards )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>□ I A S B ( 国際会計基準審議会 ) が公表する国際的な会計基準の総称</li><li>□ 一般的に、国際会計基準または国際財務報告基準と訳される</li><li>□ 基準と解釈指針から構成される</li></ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>* 国際会計基準は、設定時期により I A S と I F R S に分かれる</p><ul style="list-style-type: none"><li>• 2000年までは、I A S B の前身である国際会計基準委員会 ( I A S C ) が会計基準を設定しており、その会計基準は I A S と呼ばれる</li><li>• 2001年以降は、I A S B が会計基準を設定しており、その会計基準は I F R S と呼ばれる</li></ul></div> |

では、最初に、「国際会計基準の概要と日本への導入」というところから始めます。

まず、その国際会計基準というものですけれども、**I n t e r n a t i o n a l F i n a n c i a l R e p o r t i n g S t a n d a r d s** ということで、これを I F R S と、このように頭文字を取っているのですね。読み方は、「アイ・エフ・アール・エス」とそのまま読む人もいらっしゃいますし、「イファース」というような読み方をされる方もいらっしゃるかと思います。

I F R S とは、国際会計基準審議会、頭文字をとって I A S B と略しますが、ここが公表する国際的な会計基準の集まりのことです。後で少しお見せします。たくさんあるのですけれども、そのたくさんを一括りにして、この I F R S というように言っています。日本語の訳としては、「国際会計基準」と言ったり、そのまま訳したような感じで「国際財務報告基準」と言っています。今申し上げましたように、幾つかの基準、それから解釈指針というようなものがありまして、これをまとめまして I F R S と、このように呼んでいます。

国際会計基準の、その幾つもある中には、「I A S 何番」と呼ばれるものと、「I F R S 何番」と呼ばれるものがあるのです。これは、元々、2000年までは今でいう I A S B は、I A S C、国際会計基準委員会という組織でありまして、これは会計士の方の集まりだったのですね。会計士の方が集まって、この基準、I A S をどんどん作ってこられたのです。けれども、全世界で皆に使ってもらうためには、会計士の人だけで決めているよりも、投資家、それから、いろいろな資本市場を監督されている人、それから、実際にその財務報告を作っている立場の人、そのような人皆で、これを考えていきたいと思いますということで、I A S C という組織が、I A S B に衣替えをしまして、そのあと作ったものは I F R S というように呼んでいます。

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

### IFRSを作成するIASBとは？

#### ◆IASB(国際会計基準審議会):本部はロンドン、2001年4月設立

##### □設立の目的

高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセットの開発

##### □理事会

14名の理事で構成(日本からは住友商事出身の鶯地隆継氏が理事として参画)

##### □主な活動

毎月の理事会で基準書や解釈指針を審議・承認

##### □米国との連携

単一の質の高い会計基準を実現するため、主要プロジェクトについて、FASB(米国の会計基準設定主体)と共同開発

・FASB: Financial Accounting Standard Board(米国財務会計基準審議会)

IFRSを作っている、今申し上げましたIASB、国際会計基準審議会ですけれども、ロンドンに本部がありまして、これは2001年に設立されています。目的は、5ページに記載のように、「高品質で、理解可能、かつ強制力のある国際的な会計基準の単一のセット」、これを開発しましょうということで、14名の理事で理事会というものがあまして、その基準を決めているわけですね。日本からは、鶯地(おうち)さんという方が理事として参加されています。毎月理事会が開かれまして、そこで、その基準、それから解釈指針、このようなものを審議して、承認をして作っていく。このような形になります。

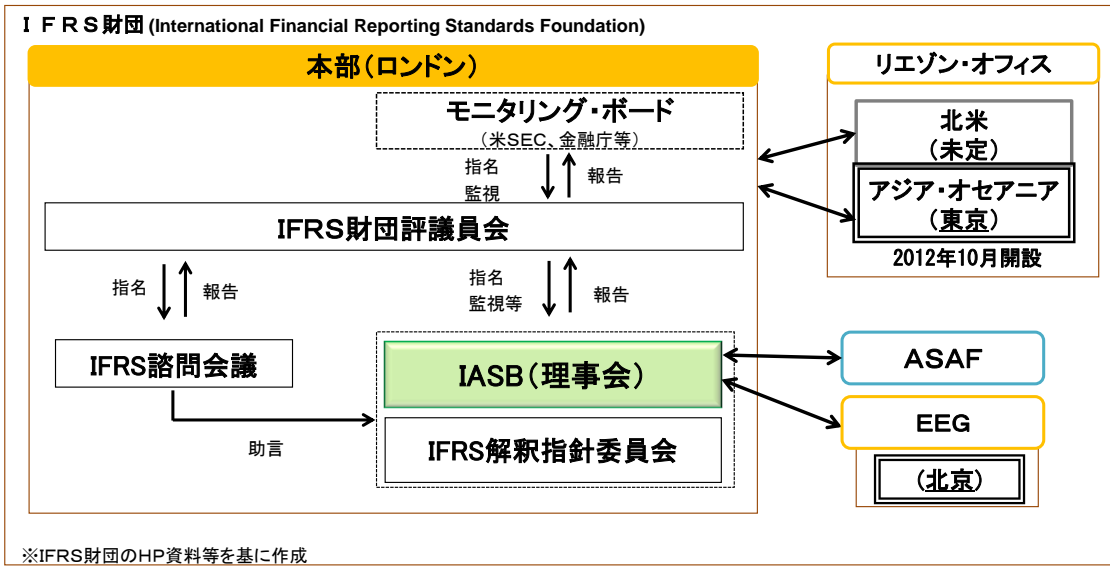
また、アメリカ、米国との連携というものがああります。アメリカは資本市場の中で最大ですので、ここにも会計基準がありまして、会計基準設定主体、FASBというものがああります。その米国の審議会ともいろいろ共同してプロジェクトを進めたりしてきている、というようなことがああります。

#### (3) IFRS策定のための組織体制

次に、その組織体制です。IASB、真ん中辺りに「理事会」と書いていますけれども、ここに被さる形で、いろいろなガバナンス体制が敷かれています。評議員会というものがあって、ここが、そのIASBの理事を指名したり、いろいろな監視をしている。さらに、その上にモニタリングボードというものがあって、これはアメリカのSECや日本の金融庁など、このような監督当局もそこに入っていて、そこでモニタリングをしていると。このような組織です。

なお、右の方にリエゾン・オフィスと書いていますけれども、東京にアジア・オセアニアを対象とするリエゾン・オフィスという、支店ではないかもしれませんが、支店のようなものがああります。「リエゾン」とはフランス語で「橋渡し」というような意味らしいのですけれども、そのアジア・オセアニア地域で、こ

## IFRS策定のための組織体制



- ASAF: Accounting Standards Advisory Forum (会計基準アドバイザーフォーラム)
- EEG : Emerging Economies Group (新興経済グループ)

の I F R S が浸透していくように各国の状況を調査したり、そのようなことをしているということでありま

(4) 現在有効な I F R S

## 現在有効なIFRS

【現在有効なIAS】

| 国際会計基準: IAS |                      |
|-------------|----------------------|
| IAS第1号      | 財務諸表の表示              |
| IAS第2号      | 棚卸資産                 |
| IAS第7号      | キャッシュ・フロー計算書         |
| IAS第8号      | 会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬 |
| IAS第10号     | 後発事象                 |
| IAS第11号     | 工事契約                 |
| IAS第12号     | 法人所得税                |
| IAS第16号     | 有形固定資産               |
| IAS第17号     | リース                  |
| IAS第18号     | 収益                   |
| IAS第19号     | 従業員給付                |
| IAS第20号     | 政府補助金の会計処理および政府援助の開示 |
| IAS第21号     | 外国為替レート変動の影響         |
| IAS第23号     | 借入費用                 |
| IAS第24号     | 関連当事者についての開示         |
| IAS第26号     | 退職給付制度の会計および報告       |
| IAS第27号     | 個別財務諸表               |
| IAS第28号     | 関連会社および共同支配企業に対する投資  |
| IAS第29号     | 超インフレ経済下における財務報告     |
| IAS第32号     | 金融商品: 表示             |
| IAS第33号     | 1株当たり利益              |
| IAS第34号     | 中間財務報告               |
| IAS第36号     | 資産の減損                |
| IAS第37号     | 引当金、偶発負債および偶発資産      |
| IAS第38号     | 無形資産                 |
| IAS第39号     | 金融商品: 認識および測定        |
| IAS第40号     | 投資不動産                |
| IAS第41号     | 農業                   |

【現在有効なIFRS】

| 国際財務報告基準: IFRS |                        |
|----------------|------------------------|
| IFRS第1号        | 国際財務報告基準の初度適用          |
| IFRS第2号        | 株式報酬                   |
| IFRS第3号        | 企業結合                   |
| IFRS第4号        | 保険契約                   |
| IFRS第5号        | 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業 |
| IFRS第6号        | 鉱物資源の探査および評価           |
| IFRS第7号        | 金融商品: 開示               |
| IFRS第8号        | 事業セグメント                |
| IFRS第9号        | 金融商品                   |
| IFRS第10号       | 連結財務諸表                 |
| IFRS第11号       | 共同支配の取決め               |
| IFRS第12号       | 他の企業への関与の開示            |
| IFRS第13号       | 公正価値測定                 |

さて、これが現在有効な IFRS の束です。これ以外に解釈指針というのものもあるわけですが、基準としては、この左側の IAS 第 1 号から始まって、IAS 第 41 号まであって、右側について、IFRS という呼び名が変わってからもこれだけあります。前に作った IAS も、効力があるものも残っているということでありまして、この全部のセット、これプラス解釈指針でもって、IFRS というように呼んでいるという形です。

右側の上から 4 つめ、IFRS 第 4 号というところに「保険契約」というところがあります。あるいは、左側の IAS 第 19 号というところに、退職給付債務などを取り扱う「従業員給付」と、このようなものがあります。いろいろなものが、このように個別に作られているけれども、全部の束で IFRS になっていると、このような感じですね。

(5) 主なプロジェクトの動向

|          |           |       | 2011年      | 2012年     | 2013年          | 2014年         | 2015年～     |  |
|----------|-----------|-------|------------|-----------|----------------|---------------|------------|--|
| 主なプロジェクト | 保険契約      |       |            |           | 6月<br>改訂<br>ED | 1月～<br>再審議    |            |  |
|          | 収益認識      |       | 11月<br>再ED | 5月<br>再審議 | ～ 11月          | 5月<br>IFRS    |            |  |
|          | 金融商品      | 分類と測定 |            | 11月<br>ED | 5月<br>再審議      | ～ 2月          | 7月<br>IFRS |  |
|          |           | 減損    |            |           | 3月<br>ED       | 7月～ 2月<br>再審議 | 7月<br>IFRS |  |
|          |           | ヘッジ   |            | 9月<br>RD  |                |               | 7月<br>IFRS |  |
|          | マクロヘッジ    |       |            |           |                | 5月<br>DP      |            |  |
|          | 概念フレームワーク |       |            |           | 7月<br>DP       | 3月～<br>再審議    | 1Q<br>ED   |  |

IASB『ワークプラン』等より作成  
 ※ED(Exposure Draft):公開草案、DP(Discussion Paper)、RD(Review Draft)、IFRS:最終基準

それで、今進行しているプロジェクトです。先ほど申しあげました IFRS 第 4 号「保険契約」というところで、保険の基準は一応あるのですが、中身的には「保険負債の評価は、今、各国で用いている責任準備金評価そのままがいい」という基準になっていまして、「そんなもの全然、国際的に統一された基準とは言えないじゃないですか」という感じのものが、現存しているのですね。それでは困るので、統一的な基準にしようと、このプロジェクトが進行しています。2013 年、昨年 6 月に、「改訂 ED」と書いていますけれども、改訂の Exposure Draft (公開草案) が出されて、その意見を皆から集めまして、今年に入って精力的に審議が進められています。ほかにも、ここに記載のような重要なプロジェクトが進行しています。これは、IFRS は「一回作っても、どんどん、情勢に合わせて見直していきましょう」と、結構そのような特徴がありまして、この「金融商品」あるいは「収益認識」というようなものも、そのときの状況に合わせ

で見直しをしていくということです。

今年（2014年）は、結構これが進んだ年でして、上から、その「収益認識」や「金融商品」のところで、5月あるいは7月に「IFRS」と書いていますけれども、その公開草案を出して意見を求めた上で審議をして、ついこの前、いろいろな基準が新しく決まった、というようなことになっております。

(6) IFRSの主な特徴

| 1. 国際会計基準の概要と日本への導入          |   | Page 9 |
|------------------------------|---|--------|
| <b>IFRSの主な特徴</b>             |   |        |
| <b>プリンシプル・ベース<br/>(原則主義)</b> | 原則的な会計処理の方法のみが示され、数値基準を含む詳細な取扱いには設けない<br>(⇔ルール・ベース(細則主義))     |        |
| <b>資産・負債アプローチ</b>            | 期首と期末の純資産の差額のうち、資本取引を除く部分を「包括利益」として重視するアプローチ<br>(⇔収益・費用アプローチ) |        |
| <b>詳細な注記開示</b>               | 原則主義であるため、どのような会計上の取扱いを採用したのか、それはなぜか、どのように測定したか、等の詳細な情報を開示する  |        |
| <b>比較可能性の重視</b>              | 企業間の比較可能性と期間比較可能性の確保を重視し、各事象に対する複数の会計上の取扱いを極力排除する             |        |

次ですね。「IFRSの主な特徴」です。主な特徴として4つ掲げさせてもらいました。

一つは、「プリンシプル・ベース（原則主義）」と呼ばれる考え方です。これは、そこに書いていますように、原則的な会計処理の方法のみを決めます。細かい取扱いは、この会計基準には書きません。個々の企業さんの個々の事象に照らして、その事例ごとに細かい取扱いの判断をしていきます。だから、「大きな考え方だけを決めましょう」というものが、このIFRSの大きな特徴です。

細かく書けば書くほど抜け道を探す人がいて、それはちょっとまずいということで、それよりも、むしろ大きな考え方を書いたほうが、統一的な考え方で財務諸表が作られるのではないか、そのようなことですね。これに対応する言葉として、「ルール・ベース（細則主義）」という言葉があります。これに相対する考え方は、

それから、2つめは「資産・負債アプローチ」ということで、これに対応する言葉としては「収益・費用アプローチ」です。B/S、P/Lというものがありますけれども、「資産・負債アプローチ」は、どちらかといいますとB/Sの方を重視するという考え方に立っています。期首の純資産というものがあって、期末の純資産があって、どれだけ増えたか、もちろん、資本取引、例えば調達などによって純資産が増えた部分は除きますけれども、その増加部分を包括利益という呼び方をして、これを利益と見ましょう。「収益を立てて、費用を引いて、利益」ということではなくて、むしろ、「その資産・負債、それぞれに評価をして、そ



の差額である純資産がどれだけ増えたかというところを利益」と考えるということが、基本的な考え方です。そのような意味で、P/LよりもB/Sを重視している。

そうしますと、この考え方から出てくるものとして、資産、それから負債をどう評価するのかということが重要なことになってきます。いわゆる、時価のようなものですが、会計では公正価値という言い方をしますが、資産や負債の公正価値をどう測定するのかということが重要、ということになってくるわけですね。

3つめ、「詳細な注記開示」と書いてあります。原則主義でありますので、細かいところは、それぞれ判断して使っていくこととなりますので、「どのような取扱いをしたか。なぜそのようにしたのか。ということ、たくさん詳細に情報開示を下さい」ということも特徴です。投資家、あるいは、その他のステークホルダーにとって有用な中身を積極的に開示するというので、相当詳細な注記になろうかというようなことも特徴であります。


それから4つめとして、「比較可能性の重視」です。企業間の比較、あるいは、その期間、前の期と当期というような、その比較可能性を非常に重視していますので、「極力、複数の取扱いを認めない」というような考え方に立っています。いろいろな取扱いを認めてしまうと、その比較可能性が失われますので、「極力オプションを排して、一つのものに決めていこう」というようなことになっています。

#### (7) IASBの概念フレームワーク

**1. 国際会計基準の概要と日本への導入**Page 10

### IASBの概念フレームワーク

- ◆ IFRSは個別のテーマごとに会計基準を設定する
- ◆ 基準の開発・改訂にあたって、各会計基準間の整合性の確保が大きな課題



**概念フレームワークにより、IFRSの基礎となる考え方を示す**

- 概念フレームワークで取り扱う範囲
  - ・ 財務報告の目的
  - ・ 有用な財務情報の質的特性
  - ・ 財務諸表を構成する要素の定義、認識及び測定
  - ・ 資本及び資本維持の概念
- 概念フレームワークの性質
  - ・ 概念フレームワーク自体は、IFRSを構成するものではない
  - ・ 概念フレームワークとIFRSに一致していない部分がある場合は、IFRSが優先
  - ・ IFRSに明文等がない場合、概念フレームワークを参照する

**IASBは、以下の理由で、2013年7月にディスカッション・ペーパーを公表。現在、見直しについて審議中**

- ・ 現行の概念フレームワークは、重要な領域を扱っていない(純損益とその他包括利益(OCI)の区別など)
- ・ 一部の領域でのガイダンスが不明確(資産と負債の定義に関するガイダンス)
- ・ IASBの現在の考え方を反映できていない部分がある(資産及び負債をどんなときに認識するか)

「概念フレームワーク」というものがありまして、ちょっと、この話をさせていただきます。

先ほど来言っていますように、IFRSは個別のテーマごとに会計基準をどんどん作って行って、それを束ねたものになっていますので、それぞれが一貫したものになっていないと困るわけですね。各会計基準間が整合的でないと困るということで、概念フレームワークというものが別途設けられています。これによ

て、それぞれの基準に横串を通すといいですか、そのような形になっています。

概念フレームワークにどのようなことが書かれているかといいますと、財務報告の目的、あるいは、財務諸表を構成する要素の定義などを書いていますが、例えば「資産って何ですか？ 負債って何ですか？」という、そのような大きな考え方をここで決めることによって、それぞれの基準間の整合性を保つていこうということになっています。

ただ、今、その概念フレームワークには、ちょっと重要な領域を扱っていないというところがありまして、後で少し話をしますが、利益の部分ですね。その利益には2種類ありまして、「純損益」と呼ばれるものと「その他包括利益」、よく略して「OCI」と言ったりするのですけれども。この概念がどうかというようなことは、今、概念フレームワークには定められていませんので、そのようなことも含めて、見直しをしている最中でありまして。

ここまでのIFRSの大きな話で、次に「これの日本への導入」のような話に移っていききたいと思います。その前に、ここで、3番目の質問に行きたいと思います。

現在、IFRSを適用している国、ここでは、「一部あるいは全ての企業にIFRSの適用をせよと強制しているような国」のことを言いますが、何か国ぐらいあるとお思いでしょうか。ということで、選択肢としては、「約40か国」、「約70」、「約100」、「約130」ということで、お訊きしたいと思います。では、お願いします。

### 質問3

現在、IFRSを適用している国(本問では、一部又は全ての企業にIFRSの適用を強制していることを指します)はおおよそ何ヶ国程度だと思えますか。以下からお答え下さい。

A) 約40か国



B) 約70か国



C) 約100か国



D) 約130か国



よろしいでしょうか。そろそろ締め切らせてもらいます。「約40か国」というように想像される方が、半分ぐらい。「約70か国」は2割強。「約100か国」、「約130か国」は1割ちょっと。という感じですね。

IFRS財団が出しているガイドブックによりますと、世界130の国、あるいは、国ではないけれども地域のようなものも含めますが、そのうち105が、適用を強制しているということでもあります。かなりの部分

ですね。その中には、EUおよびEUに属する国、例えば、フランス、ドイツ、そのようなところが入っています。それから、代表的な大きな国でいいますと、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア、韓国、南アフリカ、ブラジル、チリ、このような国がIFRSを強制しているということでもあります。

では、残りの強制していない国はどこか。代表的なことで、「IFRSを強制はしていないけれども、IFRSを使ってもいいよ」というようにしている国としては、日本、インド、シンガポール、このような国があるということです。

それから、全く独自に自国の会計基準を使っているという国は、アメリカ、中国、エジプト、ボリビアなどがある、というようなことでもあります。

IFRS適用を強制している国は、意外と多い、ということですね。

それで、今申し上げましたように、アメリカは、このIFRSを採用していません。ですが、アメリカの資本市場は最大でして、先ほども言いましたように、IASBとしてもアメリカとの連携は非常に重視しているわけです。

#### (8) 米国におけるIFRSの導入

1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 11

## 米国におけるIFRSの導入

IFRSとのコンバージェンス
(2002年頃～)

◆ 米国では2002年の「ノーウォーク合意」以降、IFRSと米国基準のコンバージェンス作業により、IFRSと米国基準のコンバージェンスを進めてきた

|          |  |
|----------|--|
| 2002年10月 | ノーウォーク合意 (IASBとFASBの間で締結)  |
| 2006年2月  | IASBとFASBが覚書(MOU)を公表(以降のコンバージェンスのスケジュールを示した)   |
| 2010年6月  | IASBとFASBが共同声明を公表(プロジェクトに優先順位をつけて検討を進める)<br><金融商品、収益認識、リース、保険契約、その他包括利益の表示、公正価値測定、投資会社の連結> |

**コンバージェンスとは**  
2つの会計基準(例えば、IFRSと日本基準)の主要な差異を縮小・解消することによって、その同等性を高め共通化すること。2つの基準は並存する。

では、アメリカは、その世界的に統一された会計基準を作るということが、全然眼中にないのかと言えば、そのようなことではなくて、当然、投資家サイドからは「グローバルに共通な基準があったほうが望ましい」という声が当然多いわけです。ですから、アメリカとしても「世界で統一された会計基準が、あったほうがいいよね」ということについては賛成なわけです。

それで、アメリカは今まで、どのような取組みをしてきたかといいますと、2002年頃からIFRSとのコンバージェンスというものを進めようということになりました。2002年に、IASBとFASB、FASBはアメリカの基準を作っている設定主体です、との間で、コンバージェンスを進めましょうということで合

意しまして、進めてきました。

コンバージェンスとは、2つの会計基準の主要な差異を縮めていく。お互いに幅寄せをされるといいですか、違っているところを見付け出して、「ちょっと、これを、こっちに寄せたほうがいいんじゃないか」と言って、だんだん寄せていって、事実上同じような基準を作るということです。「2つ別々に存在しても、もうほとんど一緒ですね、というようにしましょう」というような動きを進めてきたわけですね。それによって統一的な基準に至りましょう、ということを進めてきました。

ところが、結構このコンバージェンスは厄介で、一個一個見付け出しては、「どうしようか、どうしようか」と決めていくわけですね。なかなか、「ここは、ちょっと同一にはできないね」という事情があったり、あるいは、「もう、とにかく一個一個やっていく労力が大変だ」ということで、そのうちに、「もうコンバージェンスではなくて、もういっそのこと、アメリカも I F R S を受け入れるか」というような機運が一時期高まったのです。

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 12

### 米国におけるIFRSの導入

#### IFRSのアドプションに向けた検討 (2008年頃～)

- ◆2008年頃からSEC(米証券取引委員会)によりIFRSの導入可否(アドプション)が検討され、2012年7月にSECスタッフによる最終報告書が公表された。

#### □2012年7月のSECスタッフによる最終報告書の概要

- ・IFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの米資本市場関係者から支持されていない
- ・単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別のIFRSの取込み方法(※)には潜在的に多くの支持が得られると考えられる。

※コンドースメントの手法(米国基準へIFRSを取り込む際に、FASBIによる承認のプロセスを要する)も検討された。

スタッフの報告書を踏まえてSECが導入可否を判断することになるが、現時点では判断の内容や時期は不明

#### アドプションとは

自国基準を撤廃し、IFRSを直接、自国基準として導入すること。個別のIFRSを審査して承認プロセスを経た上で導入する方式(欧州など)をエンドースメントという。

#### コンドースメントとは

コンバージェンスとエンドースメントを組み合わせた造語。米国におけるIFRS導入方法の一つとして検討されている方式。既存の会計基準については、米国基準とIFRSのコンバージェンスを推進。新たなIFRSには開発段階から協力し、エンドースメントを経て米国基準に取り込む。

それは2008年頃からですけれども、「ちょっと、もう、この作業を進めるよりも、もういっそ、アメリカも I F R S をどんと受け入れてしまいませんか」ということを、検討するということになりました。

2008年頃に、「2011年までに判断しよう」ということを決めたのですが、結局、2011年には報告書が出ずに、2012年になってから報告書が公表されたのですけれども。その内容は、「やっぱり I F R S をそのまま取り込むっていうのは、ちょっとアメリカの資本市場関係者からは支持されてませんね」ということなので、「もちろんその統一的な基準というものを目指すのはいいのだけれども、ちょっとアドプションはやめときましょう」といったものです。アドプションとは、その自国基準を撤廃して、そのまま I F R S を導入することです。

また、個別の I F R S を審査し、承認プロセスを経た上で導入する方式の「コンドースメント」といったアプローチが検討されたようです。

IFRSの受け入れについて、「やめる」とも言っていないのですけれども、「ちょっとね」という報告書が出て、その後どうすることになっているかは、ずっと不透明。はっきり言うと、もう、機運は下がったというような感じです。

## 1. 国際会計基準の概要と日本への導入

Page 13

### 米国におけるIFRSの導入

#### 主要プロジェクトのコンバージェンスの困難化

- ◆ 金融商品(分類・測定/減損)、保険契約、リースの各共同プロジェクトにおいて、最近ではIASBとFASBが別々の取扱いを決定しており、コンバージェンスが難しい状況になっている

事実、IASBとFASBは共同プロジェクトとして、いろいろなものを進めてきましたけれども、折り合わずに、金融商品、保険契約、リース、このような重要な共同プロジェクトにおいて、結局はFASBが離脱してしまっていて、「もう別の道を歩みましょう」と。ただ、一応、理念として「グローバルに共通したものがあればいいよね」ということは生きているのです。「要らない」とは言っていないのですけれども、ちょっとコンバージェンスは今難しいかな、というような状況になっています。

#### (9) 日本におけるIFRSの導入①

次に日本です。日本は、少しそれに振り回されたきらいがありまして。日本でも、コンバージェンス、収斂させることを進めてきました。2007年にIASBと、日本の場合はASBJ(企業会計基準委員会)が合意しまして、このコンバージェンスの作業を進めてきて、2011年には「まあ、大体寄りましたね」というところまでできました。

ただ、幾つか大きな違い、日本の企業さんなどが「どうしても、IFRSのままでは受け入れられない」と思っている部分が、特に、メーカーさんなどにとって「のれん」や「研究開発費」などの取扱いがあって、全部はちょっと寄り切らなかったのだけれども、大体寄ってきたところまでできました。

そのうちに、アメリカの方で、「いや、もうコンバージェンスよりアドプションだよ。もう受け入れるんだ」ということが盛り上がってきたので、日本でもアメリカに続きまして、アドプションの検討が始まりました。

2009年に、「アメリカの1年遅れで2012年ぐらいには、強制適用をするかどうか判断しよう」というようなことが、企業会計審議会で決まりましたが、2012年には決めきれずに、さらに審議継続ということになりました。

## 日本におけるIFRSの導入①

## IFRSとのコンバージェンス (2005年頃～)

- ◆ 日本の企業会計基準委員会 (ASBJ) は、日本基準とIFRSの差異を解消すべくコンバージェンスに向けて、会計基準の改訂に取り組んできた

|         |  |
|---------|--|
| 2007年8月 | 東京合意(2011年6月までに日本基準とIFRSの差異を解消する、IASBとASBJの間で締結) |
| 2011年6月 | 東京合意に掲げたコンバージェンス項目が概ね達成されたことを発表 (IASBとASBJ)      |

※2011年6月以降に適用になる新たなIFRSについてのコンバージェンスの動きは継続しているが、重点は、以下のアドプシオンの検討にシフト

## IFRSのアドプションに向けた検討 (2009年頃～)

- ◆ 米国に続き、日本でも企業会計審議会でIFRSの強制適用(アドプション)が検討され始めたが、米国の変化等もあり、強制適用の判断については慎重な検討が行われている

|         |  |
|---------|--|
| 2009年6月 | 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」公表<br>⇒2012年を目途に強制適用するかどうか判断 |
| 2012年7月 | 企業会計審議会「国際会計基準への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」公表<br>⇒更に審議の継続が必要    |

## (10) 日本における I F R S の導入②

## 日本におけるIFRSの導入②

- ◆ 企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月公表)

- 米国の状況等を踏まえると、IFRSの強制適用については未だ判断すべき状況にない
- まずは、IFRSを任意適用する企業の積上げを図ることが重要

## IFRS任意適用要件の緩和

- 任意適用要件のうち「上場していること」「国際的な財務活動・事業活動を行っていること」という要件の撤廃

## IFRSの適用の方法

- 日本の「あるべきIFRS」「我が国に適したIFRS」といった観点から、エンドースメントの仕組みを設ける、すなわち日本版IFRSを導入することが、IFRS任意適用企業数の増加を図る上で有用
- 修正しないIFRSの任意適用は引き続き維持

## 単体開示の簡素化

- 金商法の単体開示においては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なるものについて、会社法の要求水準に統一することを基本とすべき

結局、今、どのような動きになっているかということなのですが、2013年、去年の6月に、「米国等の状況等を踏まえると、強制適用については、いまだ判断すべき状況にない」ということで、結局、強制適用をするかどうかについては判断の先送りをしました。

そのかわりと言っては何ですけれども、「IFRSを任意に適用する企業は増やしていきましょう」と。だから、「IFRSを使うことを認める」と。それも、「できるだけたくさん、使いたいところは使ってください」と。それまでは、いろいろ、「上場している」や「国際的な事業活動、財務活動を行っている」ということが、その任意適用の条件だったので、この条件を撤廃しまして、「任意適用は、どんどん進めてください」という方針が示されました。

日本の場合には、「IFRSは、もうやりません」と言うのと、IFRSの決定プロセスへの発言力も失われてしまいますので、それは、ちょっとまずいのです。したがって、「使わない。やめる。」とは言わない。「使いたい企業は、どんどん使ってください。だけど、強制適用はさすがに、ちょっと反対があって、みんなが賛成というところまで、とてもいっていないので、それはやめましょう」と。

また、一方で、2つめの箱の中に書いていますけれども、「日本のあるべきIFRS」「わが国に適したIFRS」。少し分かりにくい表現かもしれませんが、このような観点からエンドースメント、一個一個承認して受け入れていくということ、の仕組みを設けて、日本版IFRS、つまり、「ここはいいよ、ここはだめ。」というような、少しより好みをしたIFRSというようなものを作ったら、それはそれでいいのではないかというような意見もあって、「そういうものを作っていきましょうか」ということが、このときに報告されています。

(11) 日本におけるIFRSの導入③

**1. 国際会計基準の概要と日本への導入**
Page 16

## 日本におけるIFRSの導入③

◆企業会計基準委員会(ASBJ)「修正国際基準(JMIS)」の公開草案(2014年7月公表)

□ 日本の資本市場で認められる4つめの会計基準の策定

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 日本基準 | 米国会計基準<br><small>(SECに登録しており<br/>金融庁長官が認める<br/>場合)</small> | 国際会計基準<br>(IFRS)<br><small>(IFRSによる連結財務諸表の<br/>適正性を確保する取組・体制<br/>整備を要件とする)</small> | 修正国際基準<br>(JMIS)<br><small>(国際会計基準の任意<br/>適用の要件と同じ?)</small> |
|------|--|--|--|

**エンドースメント手続き**

①(ASBJ)新規又は改正されたIFRSについて削除又は修正の必要性を検討 → ②(ASBJ)公開草案を公表寄せられた意見を踏まえ、再審議し最終的に採択 → ③(金融庁)金融庁長官による修正国際基準に関する告示指定

**今回の修正又は削除の提案**

|                  |   |   |        |      |               |   |      |               |     |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |
|------------------|---|---|--------|------|---------------|---|------|---------------|-----|--|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|
| 修正国際基準<br>(JMIS) | = | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">国際会計基準</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">定期的</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="padding: 0 10px;">償却する</td> <td style="padding: 0 10px;">(IFRSはのれん非償却)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">のれん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">その他の包括利益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">株式等のその他の包括利益を純損益にリサイクリング(IFRSはリサイクリングなし)</p> | 国際会計基準 | →    | 定期的           | → | 償却する | (IFRSはのれん非償却) | のれん |  |  |  |  |  | その他の包括利益 |  |  |  |  |  |
| 国際会計基準           | → | 定期的   | →      | 償却する | (IFRSはのれん非償却) |   |      |               |     |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |
| のれん              |   |   |        |      |               |   |      |               |     |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |
| その他の包括利益         |   |   |        |      |               |   |      |               |     |  |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |

それで、今年（2014年）の7月になって、今まで日本の資本市場では、日本の会計基準、それから、一部の企業に対してはアメリカの会計基準もオーケーということになっていました。それから、IFRSもオーケー。これは、先ほど言いましたように、適用できる企業の要件を緩和して、「みんな使っているよ」ということになっています。「それ以外に、もう一つ作りましょう」と。これは、IFRSのうち、「ちょっと、ここは困るな。どうしても受け入れられない」というところを除いて、もう一つの基準、要するに日本版IFRSですけれども、これを作って、「これも認めましょう」というようなことが提言されました。

この修正国際会計基準は、「修正国際基準（JMIS）」と呼ばれています。これは、「修正国際会計基準」とは言わないということになっています。IFRSのサイドから、「いや、そんなん、ちょっと、いいとこ取りのやつは国際会計基準って呼んでもらったら困りますわ」と言われて、仕方がないので、「国際会計基準」とは言わずに「修正国際基準」というように呼んでいる、といういきさつがあるそうなのですけれども、このようなものを作りました。これはこれでいいのだけれども、人によっては、「4つもあって、ややこしいな」というような声も、一方であるようです。

このJMISは、一番下のところに書いていますけれども、今ある国際会計基準のうち、2点修正したものになっています。

一つは、「のれん」と言われる部分。これを、IFRSでは償却しないのですね。償却せずに、もし、そののれんに価値がなくなったときだけ減損する、というような取扱いになっているのです。けれども、日本の今の基準では、のれんは、定期的に少しずつ費用を立てて償却していくことになっています。ですので、それは、日本のやり方に従いたいということです。

それから、その他の包括利益で「リサイクリング」。少し難しいのですけれども。ちょっと後でも触れます。今、日本だと、連結などご承知のように、株式を持っていたときに、株価が値上がりしたら、その分、純資産に値上がり分が反映されますので、その分は利益なのです。でも、ある意味、未実現の利益なので、「その他の包括利益（OCI、**O**ther **C**omprehensive **I**ncome）」というところに入れて利益認識をしています。

日本の場合は、OCIで認識したあとに、この値上がりした株式を売ったら売却益という形で実現しましたということで、もう一回利益を立てるのです。だけれども、国際会計基準では、「一回、包括利益の中で益が上がったものを、次に売ったからといって、そんなん、一回利益立ててるんだから、もう一回立てちゃだめよ」ということになっていて、リサイクリングを認めていません。もう一回、利益を立てることを「リサイクリング」というのですけれども、株式等については認めていないということです。

そこのやり方が、今の、何か感覚的にそぐわないわけですね。「売却して、やっぱり益出たんでしょ」という感覚をどうしても拭えないので、そこは、このJMISでは、もう一回立てるというようなことになっています。

ここまでが「国際会計基準の概要と日本への導入」でして、この後、「保険会社の経営に影響を与える国際会計基準」ということで話をしたいと思います。

その前に、質問をしたいと思います。保険会社の経営に影響を与える国際会計基準は、たくさんあるかもしれませんが、自分が思う、「最もこれが影響あるんじゃないかな」というようなものを一つ答えていただきたいと思っています。

上から、「保険契約」、それから「金融商品」、「従業員給付」、これは退職給付会計のようなものです。それ



から、「リース」、「投資不動産」、「それ以外」という6つにしてみました。それでは、「どれが一番影響を与えると思うか」ということで、お答えをお願いします。

## 質問4

保険会社の経営に影響を与える国際会計基準は次のうちどれだと思いますか。以下からお答え下さい。

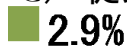
A) 保険契約(IFRS第4号および現在審議中のもの)



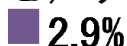
B) 金融商品(IFRS第9号)



C) 従業員給付(IAS第19号)



D) リース(IAS第17号)



E) 投資不動産(IAS第40号)

0%

F) その他

0%

そろそろ、よろしいでしょうか。「保険契約」を選ばれた方が72%、「金融商品」が21%、「従業員給付」と「リース」が3%程度で、「それ以外」はゼロというようなことになっています。これは、それぞれ皆さんのお考えなので、どれが合っている、どれが間違っている、ということではなからうと思います。

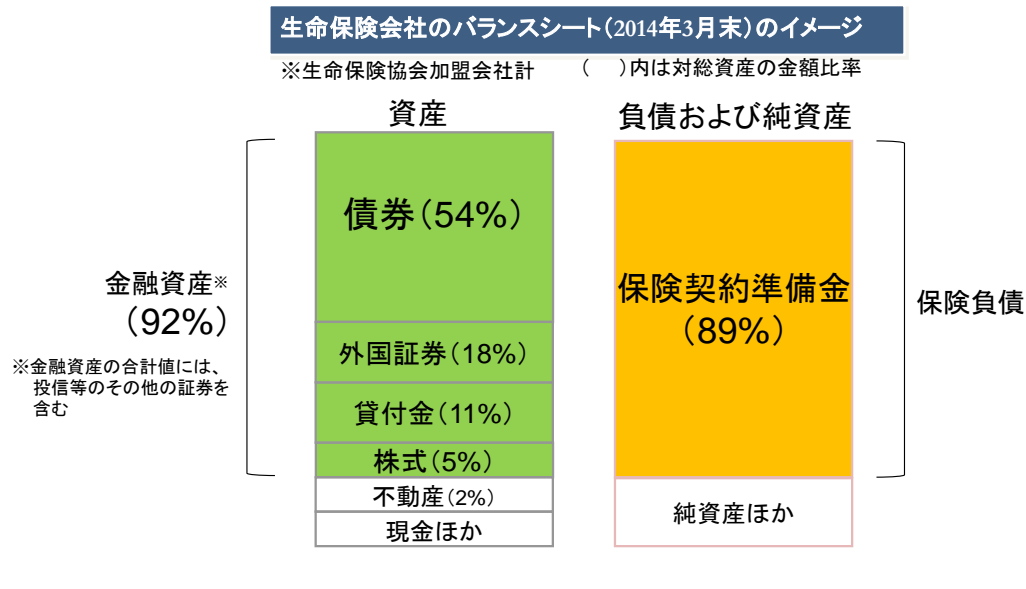
## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

### (1) 保険会社の経営に影響を与えるIFRS

これが生命保険会社のバランスシートということで、損害保険会社の分が入っていないで大変申し訳ないのですが、2014年3月末の生命保険会社のトータルのバランスシートです。左側が資産ですが、そのうちの92%に当たるものが金融資産であると。右側の、負債および純資産のうちの89%が保険契約準備金ということです。ですので、やはり保険契約に関わるIFRSと、それから、金融商品の部分、これはIFRS第9号というように呼んでいますけれども、ここが大きな影響を与えるのではないかなということで、この2つを取り上げて話をさせていただきます。

## 保険会社の経営に影響を与えるIFRS

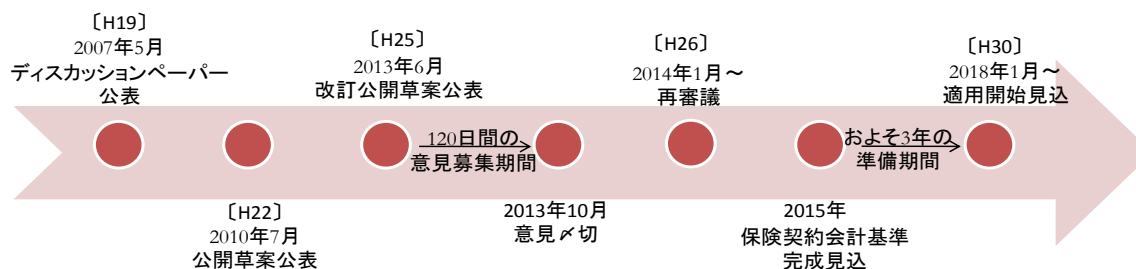
- 保険会社の経営は、保険契約に係るIFRSとIFRS第9号(金融商品)の影響を大きく受ける



### (2) 保険契約に係る I F R S のスケジュール

## 保険契約に係るIFRSのスケジュール

- IASBは、2013年6月20日に改訂公開草案を公表した。関係者から寄せられた意見書を受けて、2014年1月から再審議が続けられており、2015年に基準完成の見込み



※IASB『保険契約プロジェクトアップデート』より作成

保険契約に関わる I F R S は随分長く議論してしまして、1997年ぐらいからやっているのです。それ以来、「グローバルな統一された保険契約の会計基準を作ろう」という取組みをしているのですけれども、既に17~8年かかってしまいました。

それで、EUが「IFRSを採用する」と決めた、EUがIFRSを使い始めたのは2005年からなのですけれども、その直前に、「保険契約に関するIFRSがないと困る」ということで、今あるIFRS第4号というものを作ったのです。でも、そこでは意見がまとまらなかったで、「各国での責任準備金評価は、そのままオーケー」という、とても国際会計基準と思えない国際会計基準ができてしまったのですね。

それで、その後も、どんどんこの議論を進めまして、2010年に公開草案を発表しました。「皆さん、意見をください」ということで、公開草案を出したんですね。そうしたら、山のように世界中から意見が来たのです。その審議を丁寧にして、それを一部取り入れながら検討を進めていたら、最初2010年に公開したものと大分変わってしまった。

そこで、「そのまま基準化するの、やっぱり、ちょっとまずいな」ということで、2013年に、もう一回、改訂公開草案というものを出しました。去年ですね。去年、その意見を締め切りまして、今年(2014年)、精力的に審議が行われています。大体、来年(2015年)には、この基準が完成して、2018年には適用開始したいと、このようなスケジュールで進んでいるところです。

(3) IFRSの保険負債評価の特徴

| 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準 (保険契約) |                      | Page 20            |
|--------------------------------|----------------------|--------------------|
| <b>IFRSの保険負債評価の特徴</b>          |                      |                    |
|                                | <b>IFRS</b>          | <b>わが国の現行制度</b>    |
| 保険負債の見積り前提                     | 最新の情報を使用して設定した計算基礎率  | 保守的に設定した計算基礎率      |
|                                | 評価日毎に見直す(ロックフリー方式)   | 契約時点で固定する(ロックイン方式) |
| 保険負債の構成                        | ビルディング・ブロック・アプローチで構成 | 単一要素で構成            |
| 重視するもの                         | 保険契約の経済実態            | 保険会社の健全性           |

このIFRSの保険契約の中で重要な部分は、保険負債の評価です。ほかにもいろいろな部分が含まれているのですが、今日は、その中でも、保険負債の評価を取り出して話をします。今のわが国の制度と大分違います。

どう違うかといいますと、まず一つは、わが国の場合は標準責任準備金などがありまして、保守的に設定した計算基礎率で保険負債の見積もりをしていると思います。標準利率あるいは標準死亡率、このような保守的な基礎率を使いまして責任準備金を見積もっています。けれども、IFRSでは、最新の情報を使用し

て設定した計算基礎率ということで、死亡率や継続率、あるいは金利、このようなものは足元の最新の情報を使ってやりましょうということで、保守的にやるということでは、必ずしもありません。

それから、今、わが国ではロック・イン方式。契約時点の利率、契約したときにあった標準利率や標準死亡率を、そのまま契約が終わるまで用いて評価するというものが基本形だと思います。けれども、IFRSでは、評価日ごとに、要するに決算期ごとに、毎回見直す。大きく違います。

それから、保険負債の構成としては、IFRSではビルディング・ブロック・アプローチというものを採ってまして、これは後ほど説明します。

ということですので、重視することは、わが国の現行制度では、どちらかといいますと「健全性」ということになろうかと思いますが、IFRSでは、それよりも「経済実態」。だから、「多かつたら、まあ、いいよね」ということではなくて、「多くも少なくもない、ちょうどいい経済実態はどこか」というようなことを考えている、ということになろうかと思えます。

(4) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価①

**2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約)**

Page 21

### ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

■ IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)により保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案

|                    |
|--------------------|
| 資産                 |
| 純資産                |
| 契約上のサービス・マージン(CSM) |
| リスク調整              |
| 現在推計               |

} 保険負債

**[現在推計]**

- ・将来の保険金や保険料等のキャッシュ・フローの現在価値(評価時点の死亡率、継続率、市場金利等に基づき、毎期見直し)
- ネット・キャッシュ・フロー(支出-収入)を現在価値に割引

現在推計

ビルディング・ブロック・アプローチの説明にいきます。負債を評価するに当たって、ブロックを積み上げるように評価をするということでもあります。

まず、現在推計と呼ばれる部分ですが、将来のキャッシュフローを見積もりまして、それを割り引いてどれぐらいか、という推計をします。それから、その上にリスク調整と呼ばれるものを乗せまして、それからさらに契約上のサービス・マージンというものを乗せます。長いですが、これは英語の「**C**ontractual **S**ervice **M**argin」をそのまま日本語に訳してありますので、「契約上のサービス・マージン」となっています。これを略して、よく「CSM」と言います。「CSMがね」などと言うと、ちょっと、「あ、こいつ、分かるとるな」という感じで格好いいかもしれません。

それで、これを全部合わせたものが保険負債で、左側に書いています資産から保険負債を引いたら大体純資産。このような格好になるというようなアプローチであります。

もう少し現在推計の説明をします。現在推計とは、将来の保険金などの支出のキャッシュフローと、保険料などの収入のキャッシュフローを見積もります。ただし、見積もるときは、先ほども少し言いましたけれども、契約時点ののではなくて評価時点の、しかも「ちょうど、それぐらいだろう」と思う死亡率や継続率や市場金利のようなものに基づきまして、評価をします。その見積ったキャッシュフローを現在価値に割引をします。これが現在推計です。

ここで、ちょっと注意しておいていただきたいことは、キャッシュフローは将来の収益費用というわけでは必ずしもなくて、つまり責任準備金繰入額のようなものは、ここに入っていません。それから、運用収益も入っていないですね。保険金などの支出と保険料の収入、これだけです。だから、責準備繰入や運用収支は入っていない、ということに注意をしてください。

一応、去年も宿題を出して、別に答え合わせをいつかしたわけではないのですが、同じ宿題をもう一回出しておきます。仮に、今ここで現在推計に使っている支出キャッシュフロー、収入キャッシュフローだけでなく、責準備の繰入、それから運用収支、ただし運用収支は、割引に使った割引率と同じ利回りで運用収入が入ると思ってください、というような仮定を置いて、仮にその計算を別途やったら、どのようなことになるのか。特にまだ経験の短い方を中心に、ぜひトライしていただければいいかなと思います。

あともう一つ注意すべきことがあるのです。「この現在推計は、将来のキャッシュフローを割り引いたものの期待値として計算しなさい」ということになっています。つまり、どのようなことかといいますと、必ずしも「来年、再来年、その次・・・の死亡率や、あるいは金利の動きを単一のシナリオとして計算をしろ」ということではないのです。例えば、代表的なものとしては、最低保証のある変額年金などは、そのシナリオによって変わりますね。そうすると、真ん中っぽいシナリオで計算したものと、いろいろなシナリオで計算してその確率的な平均をとったものとは、多分、違う結果になると思うのでね。そうすると、ここで言っている現在推計は、いろいろな場合があったときの、その平均です。期待値ですから、真ん中のシナリオで計算したものとは、必ずしも限らない、ということには注意してほしいと思います。

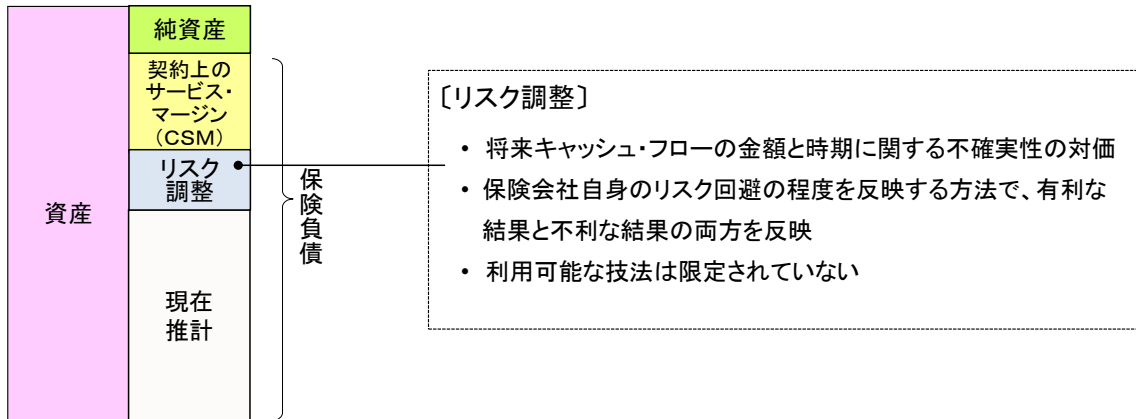
#### (5) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価②

それから、次ですけれども、リスク調整。ここは、今申し上げました現在推計だけでは、ちょっと、もしかしたら、いろいろなリスクに備えられていないかもしれない。ということで、将来のキャッシュフローを先ほど見積もりましたけれども、その金額、時期、これらは不確実ですので、もう少し多めに積んでおくことが妥当ではないか、ということです。

例えば、企業価値ということで、仮に、この保険会社を売買するようなことになると、買う人は、そのぴっちりした、先ほど計算した現在推計だけで負債を見たら、そのお金でほんとに買いますかといっても、「さすがに、それは、ちょっときつい」ということだと思いますので、そのリスク調整というようなものも乗せることになっています。

### ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

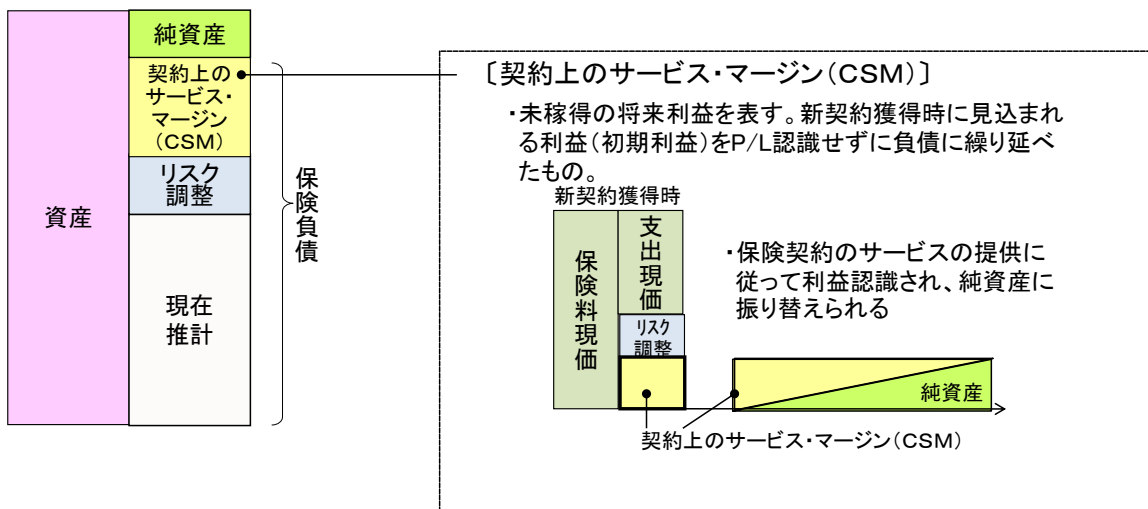
- IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)により保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案



(6) ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価③

### ビルディング・ブロック・アプローチによる保険負債評価

- IASBは、①将来キャッシュ・フローの見積りおよび現在価値への割引、②リスク調整、③契約上のサービス・マージン(CSM)により保険負債を算出するビルディング・ブロック・アプローチを提案



それから、もう一つ。ここは少し難しいのですが、先ほど言いましたCSM、契約上のサービス・

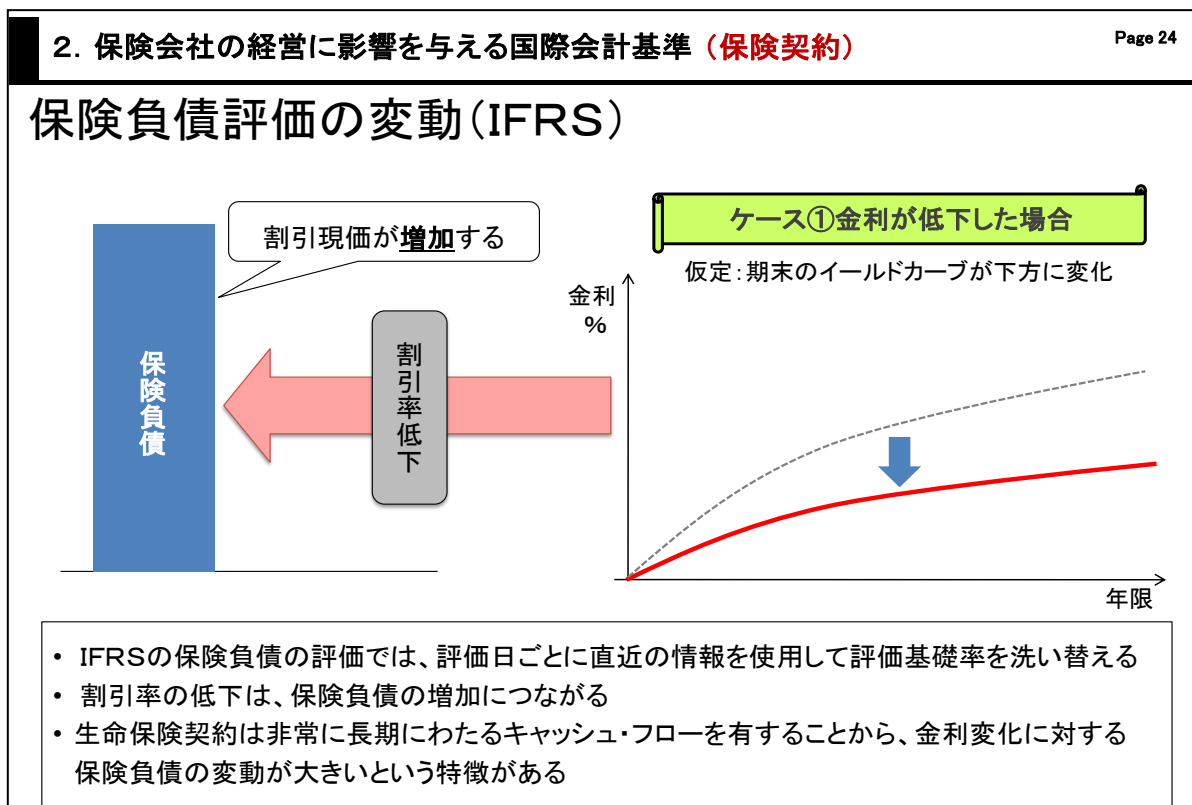
マージンですが、右の方の図を見てください。

普通、保険料をもらうときには、先ほどの現在推計に当たるような、将来どれぐらいのキャッシュフローが起こるかというものに一定のリスク調整を乗せたものを、保険料としてもらうわけではなくて、まださらに、その上に利益のようなものも含めまして、つまりマージンを乗せて保険料を設定していることが多いと思います。

そうすると、新契約を獲得すると、そのときに負債評価をしたら、必ず保険負債はマイナスになってしまうわけですね。言い換えると、新契約獲得時に利益がどんと立つのです。これは、将来のそのキャッシュフローを超えてさらに保険料として設定したものが、現在価値としてすべて将来分全部が新契約時にいっぺんに立つということになります。これはこれで一つの考え方なのですが、結構、世界中から、「それは、やりすぎだろう」との意見が出ました。新契約獲得以降に、もし最初の予測通りにいったら、リスク調整のところだけが順々に開放されて利益になるということになって、保険料にマージンで積んでいる部分は新契約時にしか立たないということになってしまいますので、「ちょっとやりすぎ」という意見でして、そのマージンの部分は、契約時点では一旦負債に立てることにしました。だから、最初の利益はゼロです。最初の契約時点では、利益はゼロということからスタートすることにしました。

それで、この分ですね。CSM、このところは、一回負債に立てておいた上で、その後、普通であればどんどん利益に変わっていくので、契約期間を通じて利益に少しずつ立てていくことにしました。その最初に積んであるものを契約上のサービス・マージンと称して、これは保険期間を通じて少しずつ純資産に振り替えていく、というようなやり方をとります。

#### (7) 保険負債評価の変動 (IFRS)



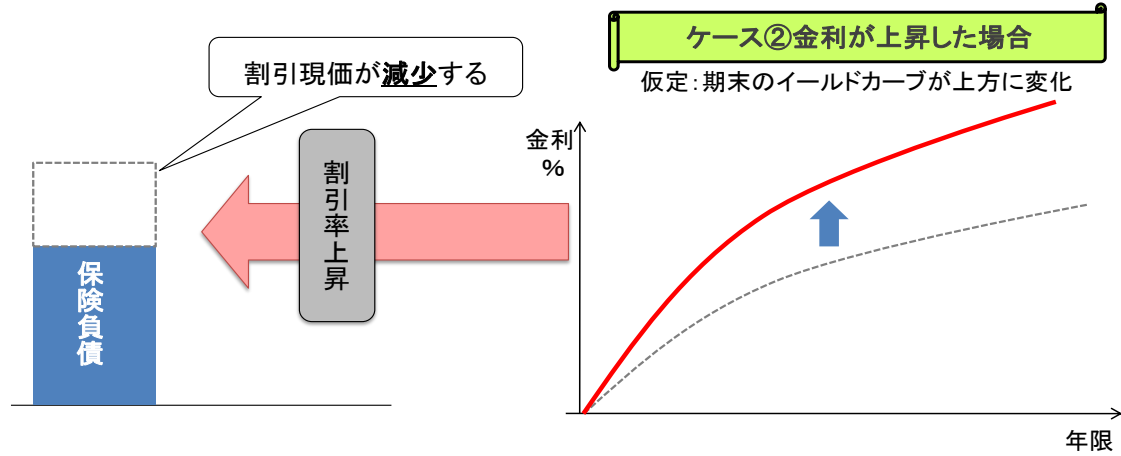
さて、この保険負債は、「毎回、金利などを見直す」と言いましたけれども、そういう計算方法ですので、

仮に割引率、金利が低下したら、当然、このように保険負債は増加します。

## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準（保険契約）

Page 25

### 保険負債評価の変動(IFRS)



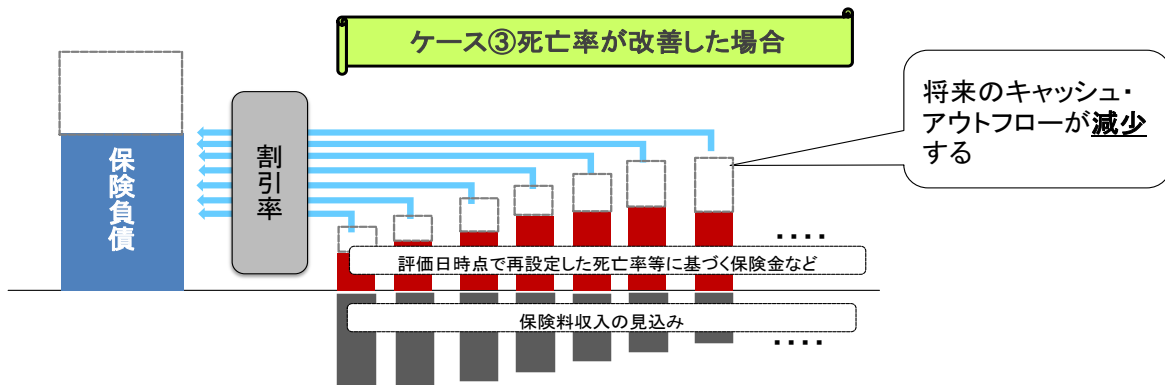
- IFRSの保険負債の評価では、評価日ごとに直近の情報を使用して評価基礎率を洗い替える
- 割引率の上昇は、保険負債の減少につながる
- 生命保険契約は非常に長期にわたるキャッシュ・フローを有することから、金利変化に対する保険負債の変動が大きいという特徴がある

それから、金利が逆に上昇すると、このように保険負債は減少するというようなことが起こります。評価日ごとに金利は結構変化しますから、保険負債の変動があって、これは、その会社の利益に大きな影響を与えるということが考えられるわけです。

## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準（保険契約）

Page 26

### 保険負債評価の変動(IFRS)



- IFRSの保険負債の評価では、評価日ごとに直近の情報を使用して評価基礎率を洗い替える
- 死亡率の改善は、保険負債の減少につながる



また、死亡率、これも毎期毎期見直しますので、仮に死亡率が改善したとすると、このような感じですね。  
 このような感じで、将来の支出が減って、若干保険料が増えるというようなことになりますので、保険負債としては小さくなりますね、というようなことが考えられます。

(8) 保険負債評価の変動の取扱い（事後測定）

2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(保険契約)

Page 27

## 保険負債評価の変動の取扱い(事後測定)

金利(割引率)変化による現在推計の変動の取扱い 【包括利益計算書のイメージ】

XXX

XXX

---

当期純利益

→

XXX

---

当期純利益

□2010年公表の公開草案における提案内容

- ・ 当期純利益として認識される

金利の低下

|  |  |
|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">現在推計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;">リスク調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;">契約上のサービスマージン(GSM)</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">現在推計</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;">リスク調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;">契約上のサービスマージン(GSM)</div> |
|--|--|

↑ 当期純利益 (左側のGSMと右側のGSMの差)

純利益とその他の包括利益の話には何回か触れましたけれども、金利の変化による保険負債評価の変動について、その利益は包括利益という中に入っていることは確かなのですが、純利益なのか、それとも、その他の包括利益なのか、というところが論点です。元々2010年に公表されました公開草案では、この金利が変化して、その負債の大きさが変わったら、ここに絵を描いていますけれども、仮に金利が低下して割引率が下がって、その負債が増えてしまったら、これは当期純利益、この場合は負債が増えてしまいますので損ですけれども、損失として認識しましょうということでありました。

けれども、これは結構反対が大きかったです。そんなことをしたら、すごく、その当期純利益と呼ばれるものが年々大きく動く可能性があるということで、これは困ると。反対の声を受けて、2013年、去年の改訂公開草案では、この当期純利益の場所ではなくて、もう一つの「その他の包括利益」、OCIと呼ばれるここに認識することにしました。純利益から外そうということになったわけです。

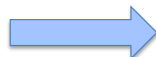
## 保険負債評価の変動の取扱い(事後測定)

金利(割引率)変化による現在推計の変動の取扱い

【包括利益計算書のイメージ】

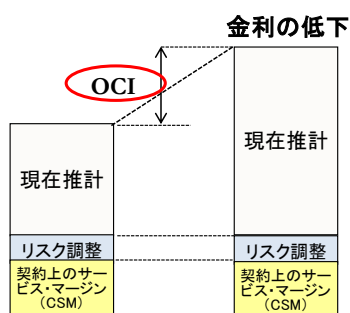
□2010年公表の公開草案における提案内容

- ・ 当期純利益として認識される



□2013年公表の改訂公開草案における提案内容

- ・ 当期純利益の外のその他の包括利益(OCI)として認識される



### OCIとは何か？

- ◆ OCIは、包括利益計算書上の純利益として認識されない収益および費用を表す項目である。例えば、現行の日本基準におけるその他有価証券の含み損益の当期の増減額などを含む。保険契約に係る IFRSでは、保険負債における現在推計の割引率変化の影響をOCIに表示することが提案されている。

<OCIを用いる場合>

財政状態計算書



包括利益計算書



〔例: その他有価証券の場合〕

- ・ 当期の含み損益の増減はOCI(その他の包括利益)として、包括利益計算書に表示される
- ・ 評価日時点の含み損益は、累積OCIとして、純資産に表示される

OCI: Other Comprehensive Income

もう一度、ここにOCIの絵を描いていますけれども、純利益の下にあって、この包括利益は、最初に行ったように、純資産が増えたり減ったりしたものはすべて利益です、という考え方に基づくものですが、純利益に入らない部分をOCIと呼んでいます。

だから、何が純利益で何がOCIかというところは、「純利益に入らないものがOCIです」という説明になってしまっているの、「それって、どうよ？」ということで、最初に言ったように、概念フレームワークのところの議論が起こっているわけです。

今のところは、例えば、株価が上昇したときの未実現の含み損益の増減などは、日本などではOCIというようにやっているとします。

(9) 改訂公開草案「保険契約」について

**2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準（保険契約）**
Page 30

## 改訂公開草案「保険契約」について

◆IASBは、2013年6月に、質問を以下の7つに絞った改訂公開草案を公表した

| 2013年改訂公開草案での質問           | 2010年公開草案からの主な変更点   |
|---------------------------|---|
| ①契約上のサービス・マージン(CSM)の調整    | 死亡率・継続率等の見積り変更による現在推計の変動を契約上のサービス・マージン(CSM)で吸収(増減両方向)                     |
| ②ミラーリング・アプローチ             | 裏付資産のリターンの変化と保険契約の将来キャッシュ・フローの変化が直接的に連動する場合は、保険負債を裏付資産のB/S計上額を参照して測定      |
| ③保険契約収益及び費用の表示            | 保険料を表示するのではなく、当期の保険金支払い等に対応する保険料等を収益として表示。表示金額からは、解約返戻金、満期保険金、年金等の投資要素を除外 |
| ④その他の包括利益                 | 割引率変更に伴う現在推計の変動はその他の包括利益(OCI)で認識  |
| ⑤移行措置                     | 基準案を過去に遡及して適用するが、実務上不可能な場合には簡便化された方法を適用して遡及する                             |
| ⑥保険契約に関する基準により生じる可能性の高い影響 | ⑦文言の明瞭性   |

<契約上のサービス・マージン(CSM)の調整>  
**死亡率の悪化**

現在推計 → 現在推計

リスク調整      リスク調整

契約上のサービスマージン(CSM)      契約上のサービスマージン

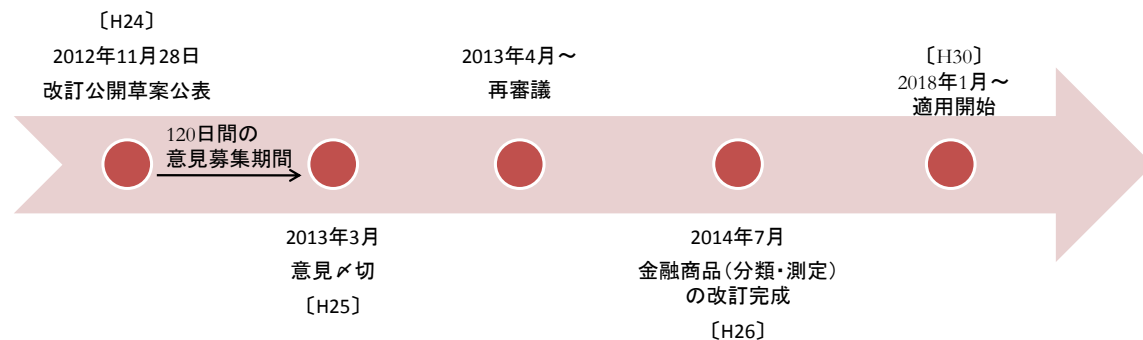
それで、この改訂公開草案では、ほかにも 2010 年公開草案と比べて、いろいろな見直しが行われています。ここに主なものを、少し言葉を易しくして書いておきました。これは初級の内容を超えるので、今日はいちいち説明しません。一応、ご参考として載せておきましたので、このようなものを手掛かりにしながら、どこがどのように変わっていったのかということ、また見てもらえればいいかと思います。

(10) 金融商品（分類・測定）に係る IFRS のスケジュール

さて、時間も残り短くなりましたけれども、「金融商品」ですね。こちらの方を、駆け足で見ておきたいのですが、金融商品の IFRS は、いよいよ今年（2014 年）完成しまして、2018 年から適用が開始されることになっています。

## 金融商品(分類・測定)に係るIFRSのスケジュール

■IASBは、2012年11月28日にIFRS第9号(金融商品)の分類・測定を限定的に見直す改訂公開草案を公表した。2013年4月から再審議が行われ、2014年7月に改訂が完了した。



### (11) 金融商品会計(金融資産の分類と測定) ①

## 金融商品会計(金融資産の分類と測定) ①

### 金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

#### 【日本基準】

|    |          | B/S表示 | P/L表示                |
|----|----------|-------|----------------------|
| 債券 | 満期保有目的   | 償却原価  | 利息、売却損益              |
|    | 責任準備金対応  | 償却原価  | 利息、売却損益              |
|    | その他目的    | 時価    | 利息、売却損益、(評価損益はOCI表示) |
|    | 売買目的     | 時価    | 売買目的有価証券運用損益         |
| 株式 | 子会社・関連会社 | 取得原価  | 配当、売却損益              |
|    | その他目的    | 時価    | 配当、売却損益、(評価損益はOCI表示) |
|    | 売買目的     | 時価    | 売買目的有価証券運用損益         |

※上記以外に区分によって強制評価減あり

この中でも、その評価の部分が大きくて、「分類と測定」というところですが、今の日本では、ご承知のように、債券は満期保有目的、責任準備金対応、その他、このように分かれています。

それぞれ、満期保有目的や責任準備金対応債券であれば償却原価でB/Sに認識することになっています。P/Lには、利息や売却したときの損益は立ちます。ただ、時価が動いても、別にB/Sにも、P/Lにも現れないと、このようになっていると思います。「その他目的」のときは、時価で評価する。このような分類ですね。

株式は、「その他目的」というケースが多いと思います。これは、時価評価だけでも、評価損益はOCI表示で、売却などをしたときだけ、つまり実現させたときだけ、P/Lに立てる。このようになっていると思います。

(12) 金融商品会計（金融資産の分類と測定）②

**2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準(金融商品)**
Page 33

## 金融商品会計(金融資産の分類と測定)②

### 金融資産の分類と測定(日本基準とIFRS)

【IFRS】2014年7月改訂の内容を反映したもの

|           |             | B/S表示 | P/L表示                |
|-----------|-------------|-------|----------------------|
| <b>債券</b> | 償却原価        | 償却原価  | 利息、売却損益              |
|           | 公正価値(FVOCI) | 時価    | 利息、売却損益、(評価損益はOCI表示) |
|           | 公正価値(FVPL)  | 時価    | 利息、売却損益、評価損益         |
| <b>株式</b> | 公正価値(FVOCI) | 時価    | 配当、(評価損益はOCI表示)      |
|           | 公正価値(FVPL)  | 時価    | 配当、売却損益、評価損益         |

※上記以外に区分によって減損あり ※FVOCIに分類された株式の売却損益の計上は認められていない

- 債券で公正価値(FVOCI)が適用される要件
- 契約上のキャッシュ・フローの特徴テスト: 契約上のキャッシュ・フローが、元本及び金利の支払いのみであること
- ビジネス・モデル・テスト: ①契約上のキャッシュ・フローの回収、②売却の両方を目的として保有すること

国際会計基準の方では、このような分類になりました。債券は、償却原価でやるものと公正価値評価をするもの。その公正価値評価、時価評価ですが、その中でも、その利益、評価損益をOCIで認識するものと、P/Lで認識するもの、このどれかに分類します。どう分類するのかは、その企業がどのようなビジネスモデルでやっているかに応じて適切なものを選ぶ、というような分類になりました。

Page 34

## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

### 金融商品および保険契約の評価の関係（日本基準）

【日本基準】

| 金融商品(債券等)                          |                          | 保険契約                    |
|------------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| その他目的<br>or<br>満期保有目的<br>責任準備金対応債券 | × 不整合な評価<br><br>○ 整合的な評価 | 契約時点の前提で評価<br>(ロックイン方式) |

Page 35

## 2. 保険会社の経営に影響を与える国際会計基準

### 金融商品および保険契約の評価の関係（日本基準）

【日本基準】

| 金融商品(債券等)                          |                          | 保険契約                    |
|------------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| その他目的<br>or<br>満期保有目的<br>責任準備金対応債券 | × 不整合な評価<br><br>○ 整合的な評価 | 契約時点の前提で評価<br>(ロックイン方式) |

債券  
150

純資産  
50  
保険  
負債  
100

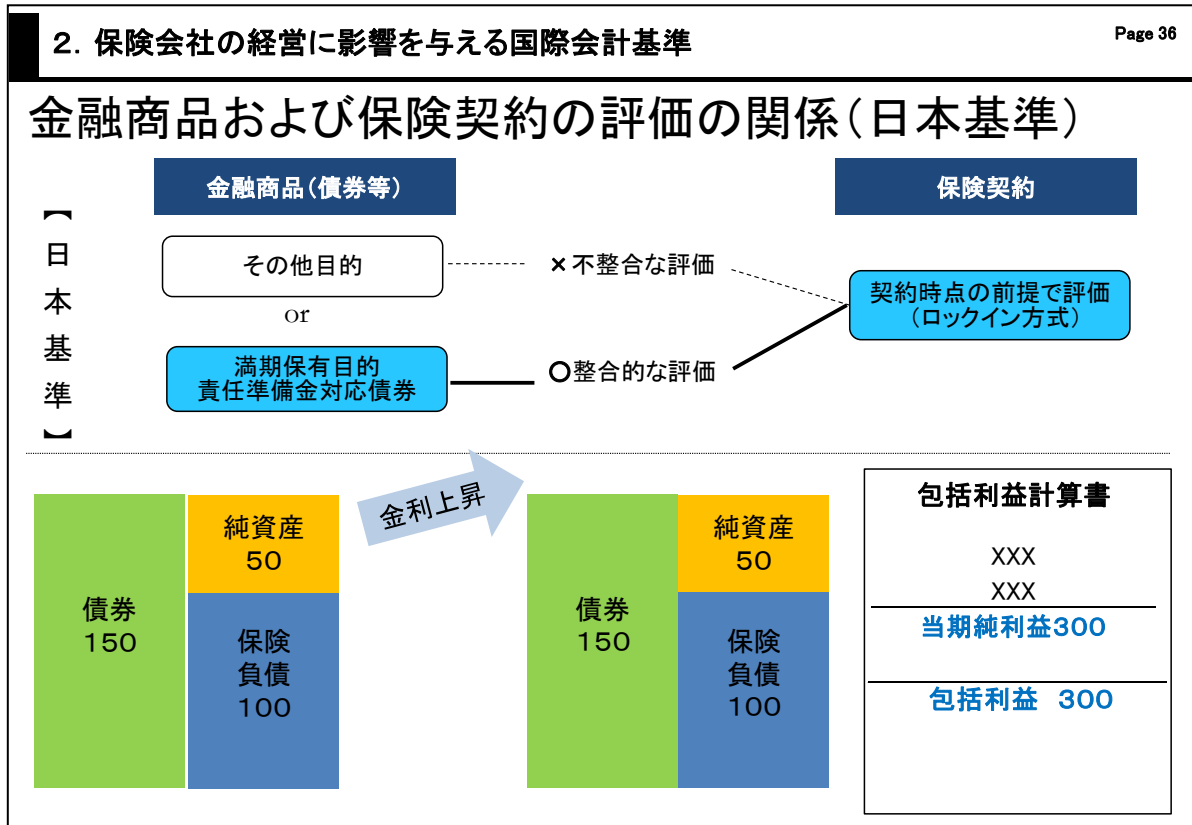
金利上昇

債券  
130

純資産30  
保険  
負債  
100

| 包括利益計算書              |                 |
|----------------------|-----------------|
|                      | XXX             |
|                      | XXX             |
|                      | <b>当期純利益300</b> |
| OCI(債券)              | -20             |
| <b>その他の包括利益(OCI)</b> | <b>-20</b>      |
|                      | <b>包括利益 280</b> |

そうすると、どのようなことになっているかといいますと、今、日本で、例えば「その他目的」で債券を持っていますと、これは、左が債券、右が保険契約ですけれども、金利が上がるとこのようになって、その他目的だと、金利が上がると評価が下がり、保険負債は何も今の基準では変わらないから、純資産が減る。本当だったら、金利が上がったら会社の経済価値は増えているかもしれないけれども、逆に減るということになっていて、何か変なことが起こってますね、ということになっています。



それを避けるために、「満期保有目的」や「責任準備金対応債券」を持つことによって、これだと金利が上がっても債券も償却原価だし、保険契約もロック・インだから、何も動きませんということで、まあいいか、と言っているのです。けれども、全く金利の上昇や下落のことがB/Sにはねていないということで、「整合的ではあるけれど、望ましいかどうかはいろんな考え方がありますね」ということになっています。

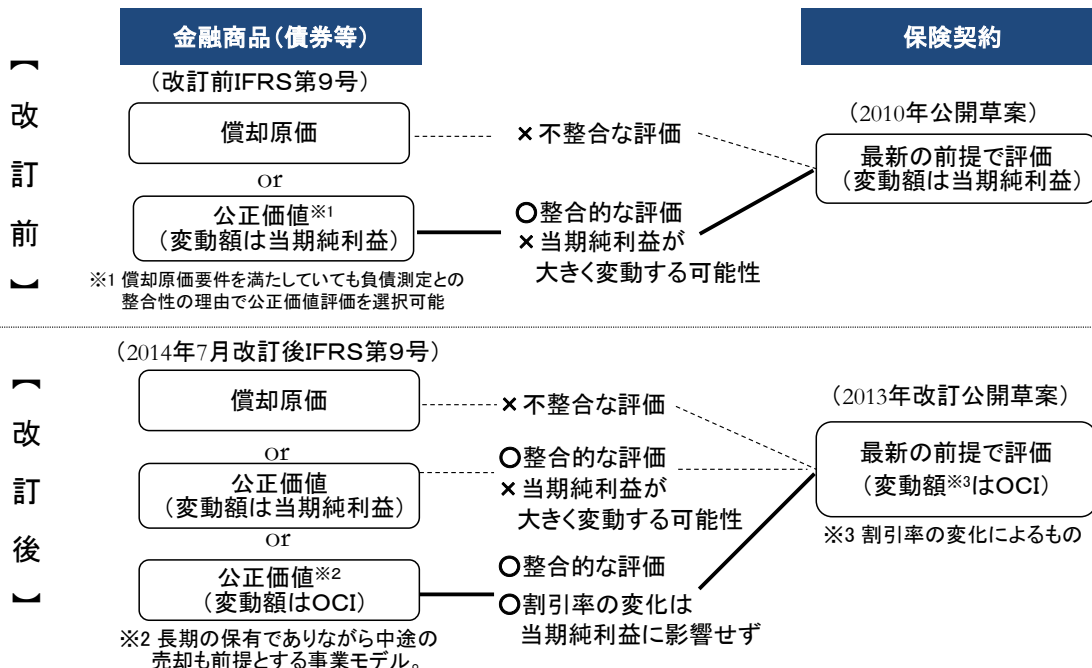
#### (14) 金融商品および保険契約のIFRS改訂の関係

IFRSでは、いろいろなことが選べることになっています。

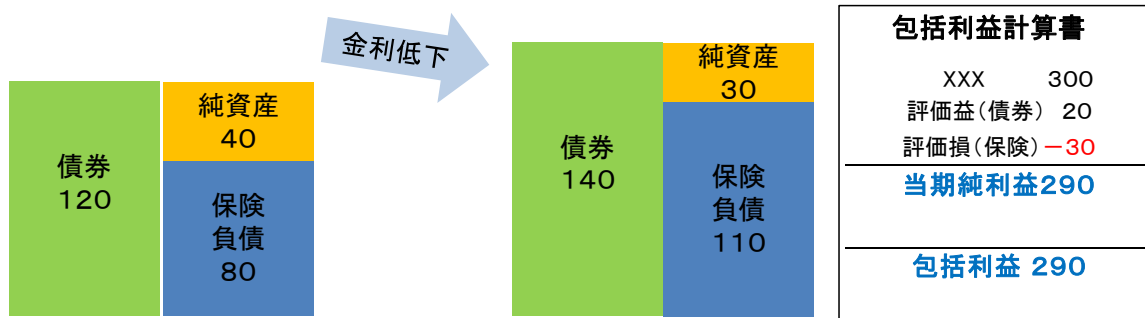
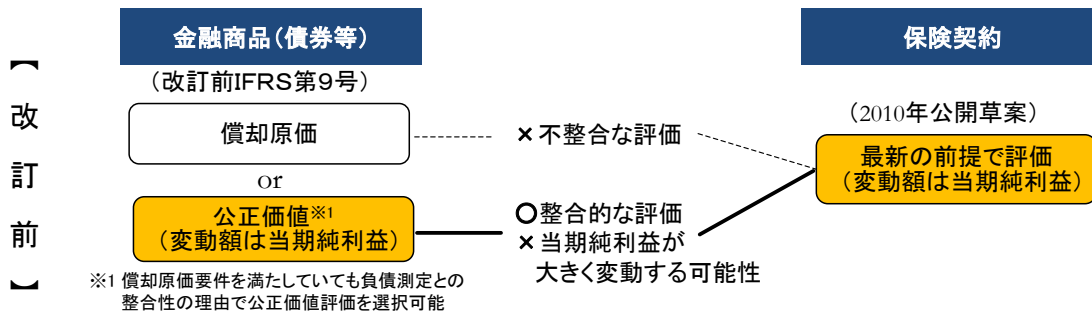
改訂前は、先ほど見ましたように、債券のその公正価値の変動をOCIで見るというものはなかったのです。

ですけれども、改訂後では、OCIを選べることになっています。しかも、先ほど言いましたように、保険契約の方は、金利で負債が動いたら当期純利益で見ようと言っていたものを、改訂草案ではOCIで見るといふことに変えたのですね。

### 金融商品と保険契約のIFRS改訂の関係

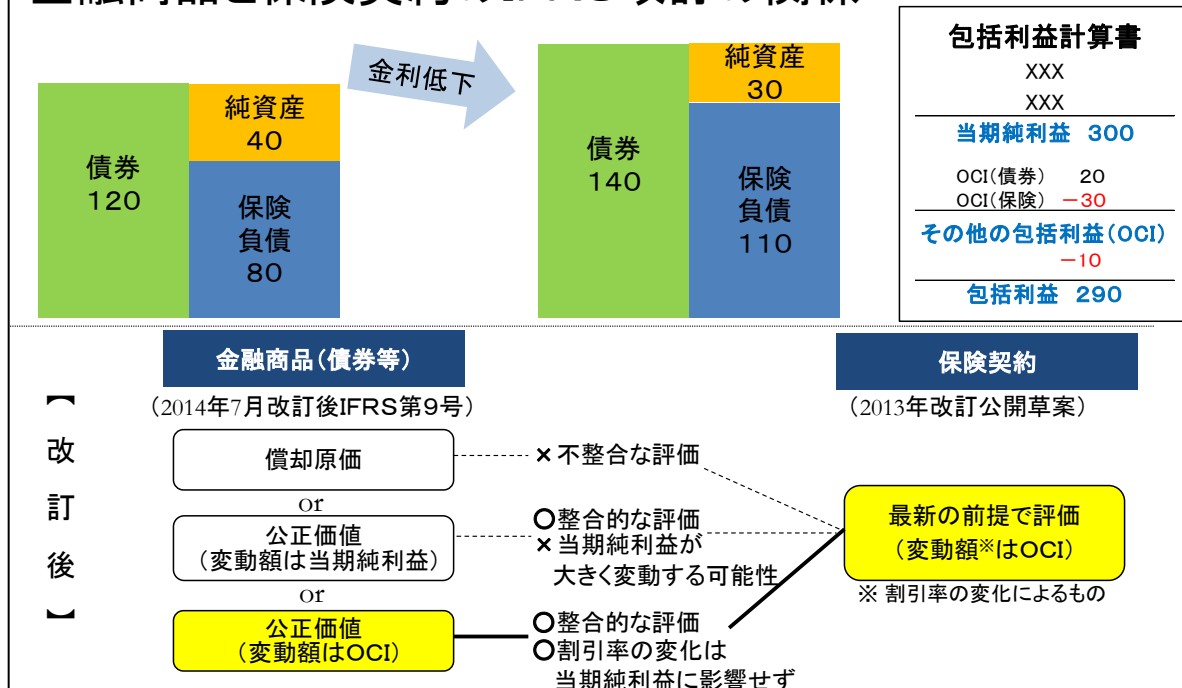


### 金融商品と保険契約のIFRS改訂の関係





## 金融商品と保険契約のIFRS改訂の関係



改訂後で、債券は公正価値で、変動額はOCI。保険契約は、変動額はOCI。ということになりますと、このように金利が低下した場合でも、金利が低下したら債券の価値が上がって、それで保険負債も増えて、ここでは債券の長さや保険負債の長さが違うケースを考えていますが、このように純資産が動くということです。

でも、その変動した額は、一番右のところに書いていますが、どちらもOCIで評価しましょう。だから、純利益には影響ありません。このようにすれば、きれいにいくのではないかと、現在の形であります。

少し最後のところは駆け足になりましたので、もう一度、各ページをご覧ください、おさらいをさせていただきたいと思います。

## (15) 生命保険会社への影響と対応

それで、「生命保険会社への影響」ということで、最後、まとめております。評価日ごとに基礎率を更新して保険負債を評価するということになりますから、このことは、現在、各会社さんで進めておられる経済価値ベースのリスク管理、あるいは経営管理のようなものと、この会計基準が整合的になるということです。

先ほど少し見ましたが、今の日本基準だと、金利が上がったら、本来、その会社の経済価値は上がっているはずなのに、そのことがB/Sに反映されなかったり、あるいは逆に、金利が上がっているのに純資産が減るということになって、おかしいことになっている可能性があるため、そのようなことがなくなるということです。

それから、現在、日本でも経済価値ベースのソルベンシー規制というものの検討が進められていますけれども、これと、会計基準というものが、平仄がとれて、整合的になるだろうということです。

## 生命保険会社への影響と対応

### 【経営管理・リスク管理との親和性】

- 評価日ごとに評価基礎率を更新して保険負債(現在推計)を算出

◆ 経済価値ベースのリスク管理や経営管理と整合的に

◆ 経済価値ベースのソルベンシー規制と整合的に

### 【ボラティリティ、実務負荷】

- 資産、負債ともに直近の状況変化に感応して変動することになる

◆ 純資産のボラティリティが高まる可能性

- ALMの推進
- 内部留保の充実

◆ 評価日ごとの評価基礎率の更新等の計算負荷、詳細な開示

ただ、先ほどCSM、契約上のサービス・マージンの話をしましたように、この会計基準は完全に経済価値ではありませんので、そのところは注意が必要かと思います。

それから、このような評価になりますと、資産・負債とも直近の状況に感応するということになりますから、場合によっては、会社のその資産運用方針等によりましては、純資産のボラティリティが高まる可能性があります。今よりもですね。そのようなことを踏まえると、さらにALMの推進をどうするのか、それから、内部留保の充実であったり、あるいは資本の増強、例えば外部調達なども含めまして、そのようなことの必要性が生じるかもしれない、というような影響があるのではないかと思います。

また、評価日ごとに、この評価基礎率を改めたり、あるいは詳細な開示という、一定の実務的な負荷はかかるだろうということとともに、この評価日ごとに、いろいろな死亡率だったり、継続率だったり、そのようなものを見直すということは、まさに、アクチュアリー分野でありますから、われわれアクチュアリーが、そのスキルをさらに向上させていくというような必要もあるかと思います。

以上、「生命保険会社への影響と対応」ということで、まとめをさせていただきました。

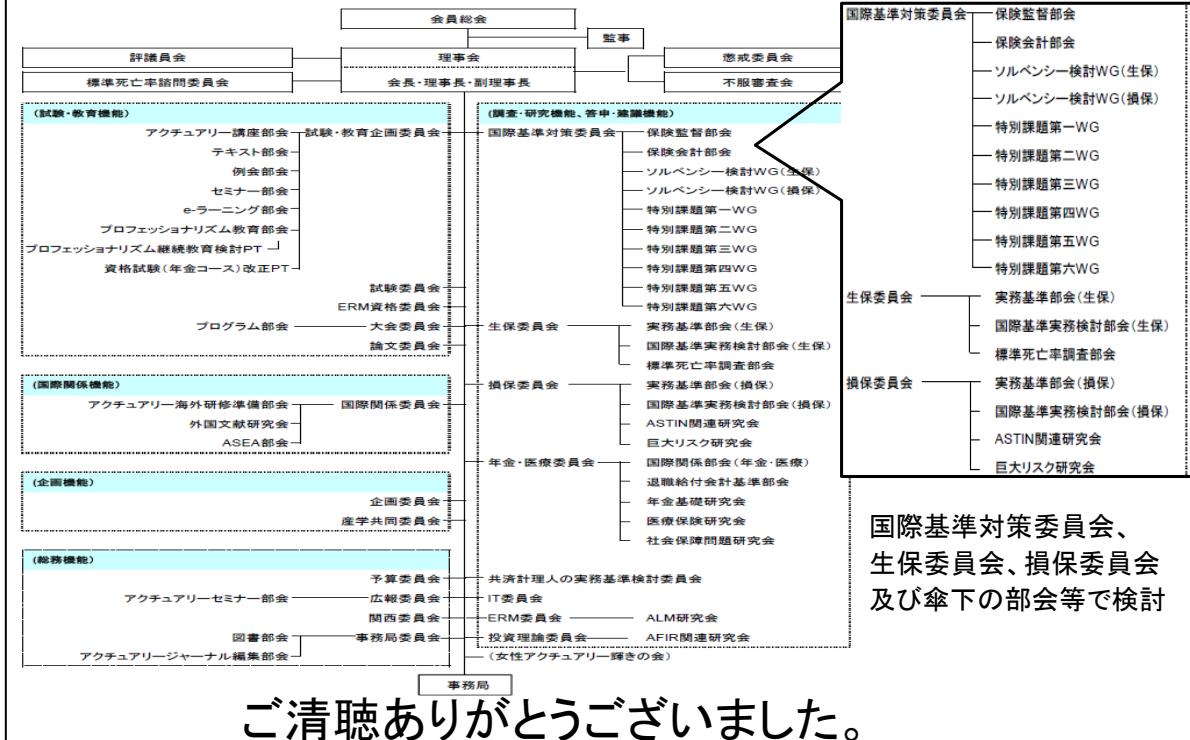
最後のページは、日本アクチュアリー会として、このIFRSなどに対してどう対応しているかという組織図でありますので、ご参考で載せておきました。

どうも、ご清聴ありがとうございました。

(ご参考)日本アクチュアリー会としてのIFRS等への対応

平成26年9月16日現在

公益社団法人日本アクチュアリー会 委員会・部会・研究会等 組織図



ご清聴ありがとうございました。

【司会】角さん、どうも、貴重な国際会計基準に対するご講義、ありがとうございました。

時間になりましたので、大変申し訳ないのですが質問は割愛させていただきますので、ご了解願います。